

令和元年度第4回合志市教育委員会会議録（7月定例会）

- 1 会議期日 令和元年7月26日（金）
- 2 開議時刻 午後2時44分
- 3 会議場所 合志庁舎 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合
委員 村上貴寛
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 鍬野文昭
学校教育課 松岡隆恭教育審議員
澤田みほ指導主事
角田賢治指導主事
右田純司課長
竹田直広総務施設班長
齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 大賀盛博スポーツ振興班長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育

ただいまから、令和元年度第4回教育委員会議7月定例会を始めたいと思います。

最初に、会議録の署名者の指名をさせていただきたいと思います。池頭委員、村上委員、よろしいでしょうか。

はい、よろしく願いいたします。

では、前回会議録の承認をしたいと思います。会議録の訂正表が出ております。

6ページの23行目の管理職選考試験の8月29、30日というものを8月29、31日に変更したいと思います。よろしいでしょうか。

では、承認していただいたということにしたいと思います。

続けて、4番の教育長報告に入っていきたいと思います。

7月の動静ということで、前回の会議の翌日から書いております。

6月29日と30日 郡市中体連夏季大会。

7月 1日 庁議。

7月 2日 政策推進本部会議。

7月 3日 管内の教育長会議。

これについては、資料の2ページを見ていただけないでしょうか。

まず、所長からの御挨拶がありまして、最初は、教職員の不祥事がありました。義

務が1件と県立2件です。それから私が付け足しているのですが、翌日に1件逮捕という事件が出てましたので、これは非常に厳しい状況になってくるかなと予想されます。

それから、精神疾患等による休職者が管内11人出ているということで、前年度より4人増えています。今いろんなところで相談をしたりして、心配される職員が14人いらっしゃるんですけど、もし休まれるようになったときに、代わりがないという現状の御説明がありました。

その後、管理職選考のお話があったんですけども、本年度、来年度で菊池の場合には管理職がほぼ半分は変わってしまうという、管理職の大量退職ということがありますので、先生たちを今のうちに育てていただければというような話があります。

4番目は、人材の発掘をと書いてありますのは、免許状を持っていて今教職に就いていない方をそれぞれのところで発掘をしてほしいと。ぜひ臨時で働くというような希望を持っていただくように御協力お願いしますというようなお話でした。

続きまして、管理関係です。採用及び選考についてですけど、マイナスポイント、声掛けをとというようなことでお話があったのは、例えば、面接の受け答えにしても、それから、ものの考え方、服装等にもししっかり話をしてくださいと、減点はしたくありません。こういったことは注意したほうがいいという内容という話でした。

そして、教育上の諸問題については、別冊資料の3ページの教職員の健康管理等についての通知があるんですけども、これでチェックをしてほしいと。校長先生から先生方に丁寧な気配りをしてもらいたいと出されている文書です。

それから、教職員の夏季休業中のサービスです。大きくこれまでと変わっていることはありませんが、働き方改革ということで積極的に長期の休みを取ることは、本年度重要視されるようにお話がありました。

それから、不祥事防止に関しては、7ページ、8ページの公金会計処理関係でチェックの甘さが少し指摘されているということで、この文書に沿って、管理職も含め、実際に現金を学校で取り扱う場合の管理体制をもう一度見直すようにというようなお話があったところです。

指導関係については、本資料の5ページから10ページまでの間に載せておきましたが、吉本主幹兼指導課長のほうからは、そこに書いてあります総合構想会議及びワーキンググループということで説明がありました。

これについては、今後のスケジュール辺りの説明がありました。「熊本の学び」推進プランの素案についてと、その今後の推進について説明がありました。

それから、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたカリキュラムマネジメントについては、新しい学習指導要領で少しメインにされている内容です。社会に開かれた教育課程はキーワードで、これから先も出てくると思います。

次に、全国学力・学習状況調査の提供ですけども、7月末に最終的な発表がありますが、英語の話す、聞くの実施を合志市は全部やりました。ただ、西合志南中でデータ欠損が起きました。ですから、データ欠損が起こったために、西合志南中だけ採

点ができないということになりましたので、全部あわせて、聞く、話すに関しては、公開を控えようかということ合志市では考えることにしております。

それから県学調についてですが、これまで12月に実施し学校で採点をして、また結果を出して業者からその分析が返ってくるということだったんですけども、今年度は、採点も業者のほうに県のほうが委託をするということで、学校では、テストを受けたらそのまま集めて、丸ごと提出をするというような形に変わってくるというようなお話がありました。

それから、気になっているところについて御説明しておきますと、差別落書きについてです。これは近隣市町村で部落差別につながる落書きがありまして、その対応について、各学校でもう1回確認をしてほしいと。取り組みあたりについてももう一度見直しをしてほしいということがありましたので、市の校長会のほうでも、合志市ではこうするといようなことを私も説明をしております。それは、あとで説明したいと思います。

それから、城ヶ峰社会教育主事からは、地域学校協働活動の推進についてということで、別冊資料1の9ページです。このような会が6月6日に開かれましたということで、合志市に関しては、非常に進んでいるというように捉え方をさせていただいております。

続いて、工木社会教育主事からは、別冊資料1の10ページの子供の読書活動推進のための具体的方策というところの説明があります。

そして、同じく、11ページでくまもとの「親の学び」プログラム進行役養成講座があるので、ぜひ参加をということで、合志市の会場は8月27日にヴィーブルで予定をしています。PTA等には、呼び掛けをしているところです。

それから、笠指導主事からは、人権教育の推進についてということで報告がありました。このときあったのは、管内の三者人権教育研修会というものがあります。それから、管内四者人権教育研修会というものがあります。その三者、四者のときに出された内容についての簡単な報告がありました。

続いて、田中指導主事からは、キャリア教育についてということで、別冊資料1の16ページ、17ページの「熊本の学び」構想会議についてのお話があったところです。

18ページに三つの学びの実現に必要な方策ということで出ているのが、提言1、ふるさと熊本に根ざし、豊かな郷土の創造と自己の向上を目指し、能動的に学び続ける熊本の子供、提言2が、問いを発し、課題に主体的に立ち向かい、学びを深める熊本の子供、提言3が、自分の学びの姿を知り、日々たゆまず、自ら学ぶ熊本の子供ということで、いずれも新しい学習指導要領を実施するにあたって、熊本でこだわってやりたいことというところにつくられているようです。

それを受けてということで、そのあとの19ページがこの五者というのが鍵です。ようやくこの言葉が出てきたのかなと思うのが、要するに、これまでは先生と生徒、これで二者です。これで親御さんが入って三者になります。そして、教育行政その他

すべてを入れたときに五者という捉え方をして、社会に開かれた教育課程の実現というような認識で今後は学校教育が進められると思います。

では、動静に戻ります。

7月 3日 記録的な大雨が予想されたため、全小中学校を臨時休校。

7月 4日 予算決算常任委員会。

7月 5日 市校長会。

これは本資料の4ページにあります。校長先生方にこんなお話をということで、項目立て書いておきました。

(1) 不祥事防止に向けてということ。(2) 教員採用試験並びに管理職選考考査についてということで、そこに書いているようなことをお話しました。

(3) 学力向上については、先ほど説明したことと同じように、夏季休業期間中に、子どもたちにしっかりと学習の目標なり、計画なり、目的なりを持たせて取り組ませてほしいというようなお話をしておきました。

(4) 夏季休業中の生徒指導について、少し前に青少年育成会議の中でお話があったんですけど、自分たちが見守っていくのにも限界がありますので、子どもたちは子どもたち自身が危険を予知したり、回避したりすることをしっかり学校では伝えてほしいというお話がありました。私自身も大人が見張っておかないと、例えば、道一つ渡れないというような子どもを育てるのではなくて、自分でそういった危険に関しては、関心が持てるように、事前の指導を各学校でしっかり図ってほしいというような話を校長先生たちにしたところです。

(5) がんばる先生事業というものがありますが、今年度凍結されていました。どういったことだったかということ、使われる内容が一般的な職員の研修の旅費として使うというようなことがありましたので、市長のそもそものマニフェストに掲げていたものは、先生たちの中で自腹を払ってでも何かを研究したり、それから取り組んだりすることに関して、市の方で支援をしたいという本来のものに戻せないものかというような御相談があってまして、今ちょうど最終的には来週はじめにその事業書を全部私の手元にくるようになってますが、内容としては、例えば、ある学校でこういったテーマの教育研究に取り組みます。実践記録もつくりましますし、その教育論文としてまとめたりもします。その課程の中で、研修であったり、出張であったりするのが必要ですということで、資料代や研修の出張費も含めて、そして、教育論文に関しては出品をして、そして、その研修の成果は広く合志市全体にも広げられるというような事業計画です。校長先生が計画を出すのではなくて、その学校で担当の先生がこの仕事をするというようなところで、事業報告書を出してもらいました。おもしろいものでは、合志南小学校では、ラグビーの経験を生徒たちに体育の授業を使ってやると。その必要なセットを買ってほしいと。それを授業にやっていったとき、子どもたちがちょうど今度のラグビーワールドカップに関する関心意欲だとか、それから、それを体験してどんなことを感じたかとかいうのをまとめて、今後に繋げるために取り組もうというようなところもありますし、西合志南小学校では、来年度パラリンピッ

クが開催されるんですが、パラリンピックで使用される競技用の道具のぼっちゃとかいろいろあると思うんですけども、それをいくつか揃えて子どもたちに体験をさせて、オリンピックに向けて意識をしっかりと持たせたり、関心を持たせたりするような取り組みをしたいということで、そこも体育主任の先生だったと思うんですけども、それにも費用を出そうと。

それと、西合志東小学校では、東小学校と南中の間の通りをあいさつ通りプロジェクトとしてのぼり旗を立てて、その間は、あとは顔を上げて目を合わせて挨拶をするとかというような習慣を中学生と小学生と一緒にやろうというような取り組みをすることでの事業申請がありましたので、そういったものをすべてがんばる先生の事業として来週まとめて提案しよう、補正のほうももう一度していただくというような形で、この説明をしました。その中で、私が全員で漢検を受ける、英検を受けるとか、全員で防災士の資格を取るとかいうのもOKですよと言いましたけども、さすがにそれはなかったです。あつたらおもしろいなと思ってたんですけども、そういった事業が最終的にはあがってきているところです。

(6) その他のところでは、差別落書きについてのことを言いますと、十七年前ぐらいに実は同じようなことがあったんですけども、ちょうど私はその該当校で教頭をしておりましてから、そのときにはっきりしてたのは、発見した後は現場の保存をする。人目につかないように封鎖をする。そして、報告、連絡、相談というのは、警察や運動体にする。現場検証等証拠調べなどが全部終わってから現場回復をする。そして、次の下のポイントが、こういったテロに関しては、大騒ぎするのが目的として書かれている場合があると。ですから、大騒ぎをするのではなくて、器物破損事例として粛々として進めますと。もしこれが合志市内でも同様なことがあったときには、そういったことをしてしまう人に関して、その狙いにのるようなことはせずに、丁寧に、冷静に対応するというのでいきたいと思いますという確認をしたところです。

動静に戻ります。

- 7月 5日 イングリッシュデイの担当事業者選定。
- 7月 7日 部落解放同盟の定期大会。
- 7月 8日 議会が閉会。社会を明るくする運動の出発式。
- 7月 8日と9日と12日 教頭面談。
- 7月11日 合志市地区学校警察連絡協議会。
- 7月13日 竹迫観音祭り。
- 7月14日 ツバジロクサヨトウ虫に関する緊急対策会議。
- 7月17日 庁議。政策推進会議。処分審査会。
- 7月20日 南須屋の夏祭り。
- 7月22日と23日 政策推進本部。
- 7月24日 1学期の終業式。
- 7月25日 合志市補導員等連絡会議情報交換会。

この情報交換会は、全部で58名の参加がありまして、これまで旧合志町は大津署

管内、旧西合志町は菊池署管内ということで、補導員さんたちがばらばらの意識だったので、でも私が合志中と西南中で勤めた経験で、両方わかったので、何とかこれを一つにまとめなければということで、警察署と、それから少年補導に関わっているボランティアの方々に全部集まっていたいて、第1回目の情報公開宴会という飲み会をすることができました。第1回目のテーマは、お互いに名前と顔を覚えましょうということで開いたところです。いずれはこれが、この会議の中で補導員さんたちの班を中学校区ごとに設ける必要が出てくると思います。特に新設校は、旧合志町と旧西合志町の両方を校区にまたがりますので、両方から補導員さんたちができて1つの班をつくっていただかなくてはいけなくなると考えています。旧合志町のほうは大嶋さんが中心にさらわれてまして、旧西合志町のほうは祇園田さんが取り組まれています。このお二人を中心に、あと吉田さんが旧西合志町のほうで一生懸命取り組んでいただいています。この辺がメインになって、最終的には、中学校ブロックごとに補導員さんたちがいてというような地域連携のシステムができあがればと思っているところです。

7月26日 教育講演会。

以上で私からの報告のほうを終わりたいと思います。

何か御質問はありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

この西南中のデータ欠損は、具体的に話せるのであればお願いしたい。

○澤田みほ指導主事

これは、USBを挿して流れてくる英語の質問に対して答えてUSBがそれを録音して、保存をして、文科省に送り返してそれで採点をするというものだったのですが、録音する時点でそれがきちんとできていなかったのか、録音されたけれどもUSBの中の不具合があったのか、そこははっきりわからないんですけれども、そういうことで、これは学校としてはどうしようもない欠損ということでの報告でした。

○松岡隆恭教育審議員

その事前の機械類の確認はすべてして、そのときは問題なかったのですが、実際に出してみたらそういう結果だったということです。

○池頭俊教育委員

はい、ありがとうございました。

○中島栄治教育長

ほかにありませんか。

○村上貴寛教育委員

先生方のその人材不足というところで、免許状を持っていて教職に就いてない人を臨時でというところですけど、具体的にどのような対応、対策をされるのですか。

○中島栄治教育長

県の学校人事課も、少し柔軟な対応をとってくれるようになって、例えば、中学校の免許しか持ってない人に臨時免許状を出しますから小学校で仕事をしてもいいですよというように少し緩やかになっています。ただし、臨時免許状を出すためには一月かかります。同じように、免許を今は10年ごとに更新する制度がありますが、更新されてない方についても、臨時免許状を出します。ですから、1カ月あればそういった方も学校現場で働けるといようなことになっていました。でも、そうしても現実にはまだいないというようなところですよ。

それじゃあ、よろしいでしょうか。

では、続けて、日程2の議題に移りたいと思います。

第1号議案、合志市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について担当課から説明をします。

○右田純司学校教育課長

資料は11ページからになります。こちらの一部を改正する趣旨としましては、先月開催されました令和元年第1回市議会定例会におきまして、学校設置条例の一部を改正する案が議決されました。これによりまして、新設校の名前が正式に決定しましたので、条例はそれで改正が終わりましたけれども、それに関連する規則の改正も必要になりましたので、今回提案させていただきます。

13ページを開けていただきますと、左側の第1条に趣旨が記載されております。管理運営の基本的事項に関して必要な事項を定めるものとする。第2条が学校規定の制定というところで、校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規定を制定することができるというのが、この規則になります。第3条から下は、細かく規則を書いてあります。今回改正になるのが、15ページの左側の27条のところを見ていただきますと、共同実施単位及び共同実施主任と書いてありますけれども、これにつきましては、学校の事務の先生たちです。中学校区ごとに共同で事務の協議会が開催されております。今回、新設校が新たに追加になりますので、この27条の第2項の別表と記載があると思います。その別表が16ページを開けていただきますと、一番最後に載っております。既存の3中学校区については、今までもありましたが、これを今回、新設校の項目につきまして追加するという事です。ただし、これは新設校開校後になります。

説明は以上です。

○中島栄治教育長

はい、よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

ちょっといいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

管理規則を変えられるなら不具合な部分について、今回、変えるということが出来ますか。例えば、第4条第1項第4号ですけど、夏季休業日というのが7月21日から8月24日になっています。現実的には、合志市は7月25日から8月27日になっているんです。だから、そこは、教育委員会がきちんと決めることであるので、休業日が違うというのはまずいんじゃないかと思うので、今回が7月25日から8月27日と決まっているなら、そこは変えるべきではないかというのが第1点です。

2点目は、15ページの26条、学校教育法が変わって、第37条第14項には事務職員は、事務をつかさどるになったんです。それが変わったのに、この第26条第4項が事務に従事するというふうになっているんです。事務主幹、事務主任はいいんですけど、その主任事務職員、事務職員が変わってないのはまずいんじゃないかなと思います。

それから、それを受けると、これはゆくゆくでも構わないんですけど、第23条のいわゆる主任については、これは教諭の中からではなくて、今は、ここも変わったんですけど、指導教諭又は教諭の中から、指導教諭というのが、今回から異動の中に入ってきた部分だからそうすべきかなと思いますし、第22条は、この限りでないということに入れるならば、これは進路指導主事及びという形で入れないといけないのではないかなと思っています。特別な事情というのは、多分主幹教諭を差しているのかなと思うんですけど、よければそこら辺を見直していただくとありがたいなっていました。

以上です。

○中島栄治教育長

はい。これについては、関係法令等の確認をして、全部の見直しを図ったところでまた御提案したいと思います。

○右田純司学校教育課長

ありがとうございました。

○中島栄治教育長

続きまして、第2号議案です。合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてということをお願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは、第2号議案の合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則になります。

19ページをお開きください。

こちらにつきましては、簡単に言いますと、学校区の校区になります。現在ある学校は既にこの規則に載っておりますけれども、今回追加が、この右側の表です。西合志東小の下に新しい合志楓の森小学校、小学校区が7つの行政区になります。それと、一番下、合志楓の森中学校、校区につきましては小学校と同じ校区という形で、今回、また改正の案を出させていただきました。こちらも、新設校開校後に適用という形になります。

以上です。

○中島栄治教育長

ということで、行政区で就学する小学校、中学校は決めるということになっておりますので、こういうふうに変更になります。

このことについてはよろしいでしょうか。

今度、新設校ができたときに、スムーズに移行できるかなというのが、1件御存知だと思いますけれども、南ヶ丘小学校ができたときに、群区のほうで、兄弟関係で上がこっちで下がこっちで両方行くのはということで、兄弟がいるならということで許可をしたところ、あたかもその申請すればどっちにも行けるというような状態がありましたので、今年度のその新設校に関しては、もうそれはしない方向では検討していると思っています。

ただ、今、西合志東小学校の5、6年生の保護者の方が、ぜひ西南中に行って西南中を卒業させたいと。新設校に2年生のときに移りたくない。当然、3年生については、また今後お話したいと思うんですけども、当然考慮したいと思います。2年生の親さんあたりも今は西南中がいいとおっしゃっているところもあるので、そこは今後、また検討していくことになると思います。

はい。では続いて、3号議案、合志市小中一貫教育基本方針の改正についてということで説明をお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

それでは失礼いたします。

20ページから3号議案として載せておりますけれども、説明の都合上、別紙で赤い文字の見え消しをしたものがあります。そちらを基に話をさせていただきます。

表題のところに合志市小中一貫教育基本方針とありますが、今回、改訂していくということで改訂の文字を入れております。

本年度の最初に消しておりますけども、追加の修正資料として提示をしていたものですが、もともとはその下にあります平成28年2月に合志市教育委員会からとして承認を得て出された文書となります。

当時は、この小中一貫教育を進めていくにあたって、その基本的な方針というものをこの形で出したのですが、今現在、その当時からすると、少し不具合が生じて、修正しておかなければならないというようなところがありますので、今回、この改訂というような形で提案をさせていただきます。

1ページのところは、合志市の小中一貫教育の捉え方ですとか、背景、意義、この辺りは特に変わるものではありません。

次のページを御覧ください。

2ページの合志市の学校教育として学校教育の目標、基本テーマ、努力目標、キーワード等を載せております。これは本年度のものになっておりますけども、その右側に合志市総合計画についても新たに載せております。赤文字で書いておりますけども、読んでみます。合志市総合計画～健幸都市こうし～、健幸のこうが幸せという文字に変わっているということで、元気・活力・創造のまちで、第2期基本計画では、「健康都市こうし」を更に進めるために、健康と併せて幸福を感じることができるまち「健康・幸福都市こうし」を目指します。これと併せまして、本市の教育目標である「夢」の実現こそが、この「幸福」につながるものであると考えます。このような内容のものをここにに入れてはということで、新たに追加しております。

その下の重点取り組み等については、年度当初に出しているものと変わりはありません。

3ページにまいります。

3ページの大きい3番、合志市の小中一貫教育推進の基本方針の中の(4)番のところで、「合志市小中一貫教育推進委員会」及び「中学校区小中一貫教育推進委員会」と書いてあったものを赤で書いておられますとおり、「中学校区学校運営協議会」と修正したいと考えております。これは、既にこの運営協議会を各中学校区で立ち上げて、実際の会議等もう始まっているところです。

それから、大きい4番のところで、楓の森小学校・中学校ということで、これも既に発表しているところですが、これが新設校です。もともと28年度の構想時点では、一体型の小中一貫校として進めていきたいという構想だったのですが、現実をみますと、一貫校としていくにはいろいろハードルの高い部分もありますので、敷地の中に小学校、中学校一緒にあるという形は一緒なんですけども、その学校そのものはそれぞれの小学校と中学校という形で、その下の赤で書いております。小中一貫校で考えてた場合には、校長1人、副校長を置いてというようなことで構想をしていたんですけども、赤で書いていますとおり、2校の小学校と中学校、それぞれの校長の下で9年間の教育目標を明確化し、一貫した教育課程の編成・実施を行う。また、2

校間の調整システムも整備し確実な教育実践を行うというような内容に変えております。これは、その横に書いております、合志中学校区の分離型ですけれども、小中一貫、それから、下のほうにあります西合志中学校区、西合志南中学校区のそれぞれの形態は違いますが、同じような考え方で、それが一体型の建物となっているのか、離れているのかの違いで、取り組んでやっていくことはほかと共通するというようなことで、こういうふうに修正をかけていきたいと考えております。

続きまして、4ページにつきましては、ここでは制度的なものを書いておりますので何ら変わるものではありません。義務教育学校と小中一貫型の小学校・中学校の違いあたりを説明したものです。

5ページまでそれがあありますけれども、5ページの(3)の教育区分のこれ標準区分として示しておりますけれども、9年間を基礎期の4年、充実期3年、発展期2年というような捉え方をした場合に、最終的に目指すものが、一番下に書いておりますけれども、元々は社会で自立して生きていく基礎づくりと表記しておりましたけれども、ここに今年度、教育長からいろんな場面で話をさせていただいておりますけれども、社会だけではなく、家庭と地域も含めて自立して生きていく、そんな基礎づくりをしていきたいということをここに明確に打ち出したいと考えております。

6ページをお願いいたします。

6・3制というのが従来のものでございますけれども、それと標準としましては4・3・2というこの区分の捉え方につきまして、それを表にしたものです。今回、元々学級担任制から教科担任制へ小学校から中学校ということで変わったものをよりスムーズに移行していけるように、一部教科担任制を入れるということは、これまでも説明をしていたところですが、そこに赤で今回新しく入れておりますのは、こういうふうな分け方をした場合に、新設校の場合には、特に入学式とか卒業式、そのあたりがどうなのかというような心配の声もありますので、そういう学校行事等については、従来の小学校・中学校の区分というようなものを明確に残していくということで、これを出しております。

それから、ページが付いておりませんが、次の7ページにあたります、青い枠がありますけれども、ここは下の枠のほうがそれぞれの中学校区の名称が推進委員会から運営協議会に変えているものです。構成メンバーも上のほう消して、下のほうの赤で新たに書いておりますけれども、メンバーそのものも変わっているところがあります。運営協議会はもう既に立ち上げておりますので、その運営協議会の規則に則って構成メンバーはここに朱書きで紹介をしている形になります。

次、8ページのほうを御覧ください。

小中一貫教育のスケジュールとして出しておりますけれども、28年度から取り組み始めて、29年が準備期間、30年度、本年度31年度にあたります令和元年が移行期間ということで、その移行期間の中に、枠取りをして書いております中に、中学校区運営協議会の設置を一つ出しております。これは今年度も既に始まっているところです。それから、一番下に小さい・で印をしましたが、教諭等の兼務発令（関

係小・中学校における勤務が可能) ということで、これも兼務発令、既に辞令等も降りておりますので、本年度はそういう取り組みを始めております。来年度からが完全な全面実施ということになりますので、運営協議会につきましても、あるいは、この兼務発令等につきましても、今年のやり方でどうかというものを確認しながら、必要な部分は修正を加えて、次年度のよりよいスタートにつなげられるようにしていきたいと考えているところです。

それから、その後の17ページから20ページは、平成28年度に文科省のほうから示された資料の中からこの小中一貫教育の制度等に関連するような部分を抜粋しているものです。参考として付けておりますので、ゆっくりまた御覧いただければと思います。

以上、私のほうからこういう改訂ということで御提案申し上げたいと思います。

○中島栄治教育長

一つ補足すると、今の文科省の資料の最後の20ページのところで、一覧表があって、義務教育学校のところの下のほうを見てください。標準規模というのは、18学級以上27学級以下となっています。右側の一貫型のほうも、小・中学校それぞれ12学級以上18学級以下となっています。それを考えると、新設校は、小学校が1学年4学級だと、6学年で24学級になるんです。ですから、やはりどうしても小中一貫校というような路線でいくと、そういう人数が少なくなっていく地域を想定してあったと。本地域でこれにあわせたような取り組みをするというのは非常に難しさがあるので、独自の形での小中一貫教育を進める必要が迫られていると捉えています。

以上のところで何か御質問等はありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

細かいところで申し訳ないですが、小中一貫教育推進スケジュールの年度は変えるべきではないかな。

○中島栄治教育長

令和になっていますからね。

○松岡隆恭教育審議員

はい、ありがとうございます。

○中島栄治教育長

この件につきましては、見ていただいといて、また気づきがあったときにはこちらに連絡していただくような形を取りたいと思います。

続いて、報告事項等で8月の行事予定についてお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

資料31ページを御覧ください。

8月の行事予定について御説明申し上げます。左の合志市の行事関係からとなります。

- 8月 1日 イングリッシュデイ西合志中学校区。
- 2日 イングリッシュデイ合志中学校区。
- 5日 市の教頭・主幹教諭の合同の会議。
- 6日 小学校3年生の社会科副読本の改訂の検討委員会。
教育委員会の臨時会議。
- 7日 合志地域学校協働活動運営委員会。
- 8日 市の校長会議。小中一貫の推進会議。
- 9日 教職員の初任者研修地域理解研修。
- 13日から15日、学校は閉庁。
- 22日 郡市の童話発表会。
- 26日 市議会の定例会本議会開会。教育委員会議。
- 28日 市の小中学校の2学期始業式。

今度は県の関係です。

- 5日 県の小学校新学習指導要領全面実施に向けた研究協議会。
- 7日 防災教室講習会。
- 8日 県の中学校新学習指導要領全面実施に向けた研究協議会
九州中学校バレーボール大会開会式。
- 22日 教職員のための菊池恵楓園現地研修。

次に教育事務所関係です。

- 1日 第2回管内初任者研修会。
- 7日 幼保小中連携セミナー。
- 19日 新学習指導要領全面実施に向けた菊池管内の小学校説明会。
- 21日 新学習指導要領全面実施に向けた菊池管内の中学校説明会。

次に関係団体です。

- 20日 全日本同和会熊本県連合会研修会。
- 22日 九州中学校校長研究大会。九州地区小学校長研究大会。
- 26日 大津町が前期後半の始業式。
- 27日 菊池市と菊陽町が前期後半の始業式。

一番右側の学校行事です。

- 18日 合志中学校の愛校作業。
- 24日と25日 各小中学校それぞれが愛校作業等を計画。
- 28日から30日 2泊3日で合志中学校は集団宿泊教室。

8月の行事につきましては以上になります。

○中島栄治教育長

はい、以上のところで何か御質問ありませんか。

○坂本夏実教育委員

イングリッシュデイについて質問させていただきます。

各校区今どれぐらい応募があったのでしょうかということをお願いいたします。

○澤田みほ指導主事

イングリッシュデイの定員枠を各中学校区30名で募集をしたところ、初日の西合志南中学校区は33名の応募がありまして、これは3名オーバーしておりますけれども、この人数すべて受け入れて実施いたします。

それから、2日目の西合志中校区、16名です。そして、合志中校区が17名ということで今年度は実施することとなりました。

○中島栄治教育長

ちょっと少なかったなので、再募集してるところだったよね。

○澤田みほ指導主事

はい、それで再度ありませんかと投げ掛けまして、保険の契約の関係がありますので、今申し上げた数字が最終の数字となります。これに今年度は教員の参加も募りまして、先生方も活動の最初のプログラムだけ一緒に、小学校の先生方も参加をさせていただくようお願いしているところです。

○中島栄治教育長

最初の締めるときはもうちょっと今より少なかったもんですから、もう1回出して、ちょっと増えてこの数です。

○澤田みほ指導主事

昨年は枠よりも多くて、最初お断りをしましたが、西合志中学校区がまだ余裕がありましたので、そこでも、場所が変わってもよければということで、7、8名程度は西合志中学校に参加をいただいたところでした。今年の人数自体をみると少ないんですけども、昨年度体験をして、引き続き今年度もという子どもさんもおります。

○坂本夏実教育委員

ありがとうございました。

○中島栄治教育長

そのほかにありませんでしょうか。

それでは、次のその他について、行きたいと思います。
生徒指導についてお願いします。

○坂本夏実教育委員

すみません、定例会はもう決定でいいのでしょうか。

○中島栄治教育長

ああそうか、そうですね、教育委員会議は26日の月曜日、13時30分から御都合よろしいでしょうか。

○坂本夏実教育委員

すみません、私のほうがどうしても所用がありますので、調整されてのこの日程だと思しますので、欠席のほうをよろしく願いいたします。すみません。

○中島栄治教育長

はい、わかりました。

それでは、行事のほうはこれで終わりたいと思います。

では、生徒指導について説明をお願いします。

○澤田みほ指導主事

では、次のページを御覧ください。

令和元年度の6月の不登校児童生徒数関係の御報告をさせていただきます。

6月において30日以上長期欠席をした児童生徒が53名おりました。その53名のうち、不登校による欠席、30日以上の児童生徒が29名ということで、5月の報告では10名でしたけれども、6月の不登校が29名ということで19名の増加という結果でした。その29名のうち、昨年度も30日以上欠席だったという児童生徒は24名でした。ですので、6月に入って新規の不登校が5名増える結果です。その内訳が表の中に入れているところです。小学校5年生から中学校3年生までに30日以上不登校の児童生徒がそれだけいるということになります。そのうちということなんですが、前回もお尋ねをいただきましたが、全欠、6月、1日も登校していないという生徒が中学校に10名おられます。この10名の理由につきましては、様々あるところではあるんですけども、そのうちですね、10名のうち4名が、昼夜逆転であったり、それから、スマートフォンの依存というところで、なかなか朝起きることが難しい、保護者のほうも送り出す力がちょっと足りないというところで、全欠という結果であったようです。そのほかの生徒の全欠の生徒の理由としましては、明らかには書かれてないんですけども、学校に足が向かないというところで、学校のほうとしては家庭訪問を定期的に行っていましたり、それから、女性子ども支援課、それからスクールカウンセラーと関係を取りながらですね、定期的に面談等を行っていた

だいたりしているところです。それから、発達検査も実施予定というような報告もいただいております。様々な理由で欠席が増えているような状況が報告をされていたところです。

その下です。10日以上30日未満の欠席者数が6月は76名おりました、小学生、中学生の内訳がその表に示してあるところです。人数が5月の58人から76名ということで増加はしておりますけれども、日にちを見ますと4月、5月に比べて欠席する日数が減ってきている。あるいは、昨年度不登校であったけれども、今年度は頑張っけて登校している。ただ、日数は少しずつ増えてはいるというような、非常に改善が進んでいるというわけではないけれども、昨年度と比べると本人、家庭の努力の跡が見られるという報告もあっています。

いじめの認知件数です。小学校が1件、中学校が1件で2件の報告となっております。

以上です。

○中島栄治教育長

今年度、数が大きくなっていることについて、原因は考えられるものがありますか。

○澤田みほ指導主事

はい。中学校の不登校の増加がとても気になっております。まだこれは6月の報告で、今7月の報告が少しずつあがってきているところなんですけど、学校によっては、5月と6月の結果を見ますと、不登校の数が3倍に増えているという学校がありますので、そこが学校の中でも非常に苦慮されているところです。学級担任お一人の学級の中に不登校が2人とか3人とかいるというところが起きていて、学校としても家庭への連絡や家庭訪問等されているんですけども、学校自体がまた別室登校している子どもたちもいることから、一人一人に対応する職員の人数が十分でない。学校も精一杯なんですけど、ちょっとパンク状態という言葉が適当かどうかはわかりませんが、なかなか個々に当たれていないという現状があるように思っています。また、その個々の理由も様々ですので、専門機関につなげようとはしているんですけども、時間がかかると。少しでも改善するには継続が、今やれることとしては継続することというのが今考えられる方法ではないかと思えます。

○中島栄治教育長

はい。資料の6、7ページのところで管内の状況があったんですけども、これは5月分までの報告で、不登校傾向は管内では、10日以上30日が小学校38人、中学校108人の合計146人です。不登校が小学校9人、中学校27人の合計36人で、いろんな対応をとということでお話がありましたけど、愛の1・2・3運動+1は、いずれも全部できています。ただ、一人一人の状況に応じてどれだけ対応できる

かと言われたときに、職員も以前はクラス分けで1人ずつというようなことができたんですけども、今の人数でいうと、1クラスに2人平均で不登校の子どもがいるということで、担任または学年で副担任、あと学年主任も一緒になって、対応しているというようなところがあります。そういったことはお知りおきいただければと思います。

はい、それでは、よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

すみません、いいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

統計的には難しいのかもしれませんが、全く子どもたちと会えていないようなケースは何人かいるのでしょうか。なかなか家庭訪問しても難しい、で、担任的には難しいけど、SSWとは繋いでいるんだというようなことも全部包括的に見て、全く会えてないというような子どもがいるかないかというのはわかりますか、わかりませんか。

○角田賢治指導主事

現状ではいません。ただ、家庭訪問しては会えないという状態のお子さんはおられますが、目視確認という状態でいきますと、そこでは会えないが、例えば、買い物に行っているところを見かけたという目視確認ができています。

○中島栄治教育長

直接担任がそのお宅や本人と会って、ちょっと極端な場合でいうと生存確認というわけじゃないんですけども、それができないケースが何例かありまして、今みたいに別のところでですね、本人の確認をとるようなことはしています。

よろしいでしょうか。

続いて、お願いしたいと思います。

33ページは、飯開課長から説明をお願いします。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

資料の33ページは、先ほど教育長のほうからもありましたとおり、差別事象については、しっかり組織として対応していかなければならないというところで、過去あったマニュアルを少し教育長の指示で内容を若干変えております。全部は説明いたしません、真ん中の1番にありますとおり、現場確認と保存、発見者とともに現場を

確認し、人目に触れないよう応急措置として落書きを隠すということで、すぐに消去はしないという前提でしっかりと内容を精査して、落書きを紙等で覆う、扉をロックする、施設を使用禁止にするというところで、まずは現場の保存を前提に動き出します。通報・連絡ということで、人権啓発教育課に連絡という部分と、記録、被害届、当然器物破損等の問題も出てきますので、被害届・報告、そして処理ということで、教育長からありましたとおり、この落書きをするこの前提として、騒ぎを起こすというところがあるということなので、あまり組織として、表だって動かないという部分を含めて、差別落書きに対応してきたいと思っています。当然、個別の対応ということではなくて、運動団体や県、法務局、近隣の市町村など、そういうところともしっかり連携をして処理していくというのは当然でございますので、そういった部分で、もし合志市内でそのような差別落書きがあった場合は、そういった差別をなくしていく取り組みをしていきたいと思っておりますので、また必要であればこの教育委員会の中でもしっかりと説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度第1回市議会定例報告について申し上げます。

部長、申し上げます。

○鍬野文昭教育部長

では、別冊資料2をお配りしていると思っております。

私のほうから別冊資料2で少しお話して、あと関係する部分はそれぞれの課長のほうから説明をしていきます。

では、別冊資料の表紙を見ていただきたいと思います。

令和元年第1回の合志市議会の定例会の報告になります。

記載のとおりです。会期が6月14日から7月8日までの24日間で行われました。

2番の事件名です。教育委員会関係の議案としましては、同意第17号から報告第6号専決処分までという5件のですね、案件がございました。それぞれに承認はいただいております。

それから、一般質問が6月17、18日、2日間で行われました。合計8名の議員の方の一般質問の中から6名が教育委員会関係の一般質問ということでした。一般質問につきましては、これまでと同様に1枚開けていただきますと、1ページからそれぞれ6名の方のですね、教育委員会関係の質問に対する答弁ということで9ページまで載せております。時間の関係もありますので、後ほど見ていただきたいと思います。

それでは、別冊資料の次は3になります。

これについては、補正予算関係になりますので、先ほどお話をしましたように、関係する課長のほうから、説明していきます。

○中島栄治教育長

はい、右田課長。

○右田純司学校教育課長

それでは、学校教育課分の補正予算の説明をいたします。時間もあまりございませんので、簡潔に説明したいと思います。

この補正予算書に沿って説明いたしますけれども、学校教育課関係の補正予算ではですね、主に中学校3年生全員に対する英語検定の助成。もう一つが前回勉強会で話しましたけれども、給食費で、自校式3校が年度当初の人手不足によりまして、今まで炊飯してたものをできた御飯を買うという形にしましたので、その分の関係の予算になります。

補正予算書の6ページを開いていただきますと、こっちは歳出になるんですけども、一番下の所で、款の10教育費、項の3中学校費、目の1学校管理費で右側に節の12役務費で266万円、こちらが市内の中学校3年生約700人になるんですけども、そちらの英検の受験料を予算計上しております。こちらが、県の教育委員会で今年度から補助ができております。それが、かかる費用の3分の1を補助するという制度になっておりますので、前のページ5ページを開いていただきますと、こちらが歳入になるんですけども、一番下のほうの左側に中学校英語検定チャレンジ事業補助金88万6,000円を計上しております。これが3分の1の補助分になります。

もう一つの給食関係なんですけれども、8ページの一番下のところに19の負担金補助及び交付金のところで学校給食米飯差額補助金約1,000万円、こちらを計上しております。こちら関係する学校が3校で、自校式の西合志南小、西合志中央小と西合志東小で約3,000食になります。今までの自炊してた分とできた御飯を買う分では差額が1食当たり31円ほどありますので、それを関係する人数と食数を掛けたものがこの1,000万円という歳出予算になります。該当するのが5月から購入を始めたので、5月分に遡ってから予算を計上しております。

学校教育課関係は以上です。

○中島栄治教育長

はい、生涯学習課関係をお願いします。

○大賀盛博スポーツ振興班長

生涯学習課関係について説明させていただきます。

生涯学習課関係については、4ページのほうの債務負担行為の補正になります。こ

こちらのこの表の上の段になりますけども、図書館とまんがミュージアムの指定管理委託の令和2年度から令和6年度の5年間分ということで、限度額総額を6億1,650万円にする債務負担行為の補正を行っております。

以上になります。

○中島栄治教育長

以上の報告で何か御質問ありませんか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、追加の分をお願いします。

○右田純司学校教育課長

それではですね、追加で一つございまして、合志市の学校給食米飯購入差額補助金交付要綱です。これが先ほど補正予算で説明いたしました米飯購入に対する差額の補助です。この補助金の交付要綱をつくっております。内容につきましては、先ほどの補正予算で御説明しましたとおりです。5月分から遡って補助のほうを交付したいと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

はい。では何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで閉会をしたいと思えます。

では、御起立ください。

それでは、以上をもちまして令和元年度第4回教育委員会議を終わりたいと思えます。お世話になりました。

午後4時11分 閉会